

川越地区消防組合建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準

令和6年2月20日 決裁

最低制限価格制度については、契約の適正な履行確保の観点から積極的に活用してきているところであるが、疎漏工事の防止等を図りつつ企業努力等による低価格の応札を生かすため、最低制限価格の設定基準を下記のとおりとする。

記

1 趣旨

この基準は、川越地区消防組合において制定すべき規則のうち川越市規則を準用する規則（昭和60年規則第1号）第2条の規定により準用される川越市契約規則（昭和49年規則第21号。以下「規則」という。）第10条第3項の規定により工事の請負契約並びに測量業務、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、地質調査業務及び土木施設維持管理業務に係る請負契約について最低制限価格の設定を行う場合において必要な事項を定めるものとする。

2 適用関係

この基準は、令和6年3月1日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名通知を行う入札において設ける最低制限価格について適用する。

3 設定基準

(1) 工事の請負契約

ア 最低制限価格は、次の（ア）から（エ）までに掲げる額を合計し、千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- （ア） 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- （イ） 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- （ウ） 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- （エ） 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

イ アにより算定した額が次のいずれかに該当する場合には、アにかかわらず、それぞれに定める額を最低制限価格とする。

(ア) 予定価格（税込）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合
 予定価格（税抜）に10分の9.2を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額

(イ) 予定価格（税込）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合
 予定価格（税抜）に10分の7.5を乗じ、千円未満の端数を切り上げた額に100分の110を乗じて得た額

ウ 特に必要であると認められる場合においては、ア又はイにかかわらず、規則第10条第3項第1号に規定する範囲内において別に定める額を最低制限価格とすることができる。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務に係る請負契約

ア 最低制限価格は、次の表の業務区分に応じ、①から④までに掲げる額を合計し、千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

補償関係 コンサルタント業務	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価 の額に10 分の9を乗 じて得た額	一般管理費 等の額に1 0分の4.5 を乗じて得 た額
地質調査業 務	直接調査費 の額	間接調査費 の額に10 分の9を乗 じて得た額	解析等調査 業務費の額 に10分の 8を乗じて 得た額	諸経費の額 に10分の 4.8を乗じ て得た額

イ アにより算定した額が次のいずれかに該当する場合には、アにかかわらず、それぞれに定める額を最低制限価格とする。

(ア) 予定価格（税込）に下記の業務区分ごとに記載の割合を乗じて得た額を超える場合 予定価格（税抜）に下記の業務区分ごとに記載の割合を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額

A 測量業務 10分の8.2

B 建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務
10分の8

C 地質調査業務 10分の8.5

(イ) 予定価格（税込）に下記の業務区分ごとに記載の割合を乗じて得た額に満たない場合 予定価格（税抜）に下記の業務区分ごとに記載の割合を乗じ、千円未満の端数を切り上げた額に100分の110を乗じて得た額

A 測量業務並びに建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務 10分の6

B 地質調査業務 3分の2

ウ 特に必要であると認められる場合においては、ア又はイにかかわらず、業務区分に応じ、規則第10条第3項第2号から第4号までのいずれかに規定する範囲内において別に定める額を最低制限価格とすることができる。

(3) 土木施設維持管理業務に係る請負契約

ア 最低制限価格は、次の（ア）から（エ）までに掲げる額を合計し、千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

（ア） 直接委託費の額に10分の9を乗じて得た額

（イ） 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額

（ウ） 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

（エ） 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

イ アにより算定した額が予定価格（税込）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合においては、アにかかわらず、予定価格（税抜）に10分の7.5を乗じ、千円未満の端数を切り上げた額に100分の110を乗じて得た額とする。

ウ 特に必要であると認められる場合においては、ア又はイにかかわらず、規則第10条第3項第5号に規定する範囲内において別に定める額を最低制限価格とすることができる。